

鹿屋体育大学との取引に係る遵守事項等について
(方針及び概要)

平成 27 年 4 月 24 日

【方針】

鹿屋体育大学（以下「本学」という。）では、公的研究費の取扱い及び不正使用防止について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、適正な管理・運営に努めてきたところです。

一方、昨今依然として全国の研究機関における公的研究費の不正使用が後を絶たず、社会問題として大きく取り上げられる事態となっていることから、ガイドラインが、平成 26 年 2 月 18 日付で改正されました。改正ガイドラインにおいて、取引業者に対して不正な取引に関与しない旨を定めた「誓約書等」を徴取するよう求めています。

本学においても、取引業者に対して不正取引（不正行為）に関与しない旨を定めた「誓約書」の提出をお願いすることとしました。

【概要】

1. 本学との取引に係る遵守事項について

- ・ 鹿屋体育大学との取引に関する諸規則を遵守するとともに、不正防止に関する諸規則を熟知し、不正に関与しないこと。
- ・ 鹿屋体育大学内部監査、その他調査等において、本学との取引帳簿類の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ・ 不正が認められた場合は、鹿屋体育大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- ・ 鹿屋体育大学教職員から不正な行為の依頼等があった場合又は知り得た場合には、鹿屋体育大学研究費不正使用に関する通報・相談窓口（鹿屋体育大学総務課）にすみやかに連絡すること。

2. 本学との取引に関する諸規則等について

本学との取引に関する諸規則等については、本学ホームページで公開しておりますので、併せてご確認願います。

http://www.nifs-k.ac.jp/outline/bid/bidding_information.html

- 国立大学法人鹿屋体育大学会計規程
- 鹿屋体育大学契約事務取扱規則
- 物品供給契約基準
- 製造請負契約基準
- 鹿屋体育大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項
- 鹿屋体育大学における公的研究費の適正管理に関する規程
- 鹿屋体育大学における公的研究費の不正防止計画

3. 誓約書の徴取について

① 誓約書の提出を求める対象業者について

(1) 本学と一定の取引実績がある業者（平成26年度の取引件数が5件以上または平成26年度の取引金額が100万円以上の業者）。

(2) 本学と新規に取引を行う業者。

ただし、(1) 及び (2) のいずれの場合においても、下記の者を除く。

- a) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 弁護士・特許・税理士事務所等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

② 誓約書の内容等について

別紙様式のとおり

③ 誓約書の提出方法及び提出先について

【提出方法】

持参、もしくは、郵送にて提出願います。

【提出先】

〒891-2393 鹿屋市白水町1番地

国立大学法人鹿屋体育大学 財務課契約係

【提出期限】

平成27年6月30日

誓約書の提出を求める対象業者については、財務課契約係から依頼いたします。

なお、本件依頼後の本学と新規に取引を行う業者については、取引時に誓約書を提出していただきます。

④ その他

誓約書を提出いただけない場合は、以後の取引を行わないことがあります。

4. 本件に関する連絡先

【取引に係る遵守事項及び誓約書の徴取等に関すること】

国立大学法人鹿屋体育大学財務課契約係

Eメール: keiyaku@nifs-k.ac.jp

TEL: (0994)-46-4843

【公的研究費の不正使用に関する通報窓口】

国立大学法人鹿屋体育大学総務課総務係

Eメール: soumu@nifs-k.ac.jp

TEL: (0994)-46-4815